

病院からのお知らせ②

「選定療養費」の改定・追加について

「紹介受診重点医療機関」指定にあたり、令和6年2月1日より、特別の料金(選定療養費)が改定・追加となります。

『特別の料金』(選定療養費)の対象となる場合

- ・初診:他の医療機関からの紹介状なしで受診する場合
- ・再診:担当医から他の医療機関への紹介を提案された後も、当院受診を希望する場合

令和6年1月31日まで

初診時:2,200円(税込)
再診時:0円



令和6年2月1日から

初診時:7,700円(税込)
再診時:3,300円(税込)

次のような方は、『特別の料金』(選定療養費)はいただきません。

【初診】

- ・当院から院内紹介されて受診する場合
- ・救急の場合(自己都合や急を要しない受診等は除く)
- ・特定健康診査・がん検診等の結果により、精密検査受診の指示を受けた場合
- ・周産期における休日夜間を受診する場合
- ・外来受診から継続して入院した場合
- ・地域に当該診療科を標榜する他の保険医療機関が無く、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する場合
- ・治験協力者である場合
- ・災害により被害を受けた場合
- ・労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の場合
- ・国および地方単独の公費負担医療を受給されている場合
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合

【再診】

- ・救急の場合(自己都合や急を要しない受診等は除く)
- ・外来受診から継続して入院した場合
- ・周産期における休日夜間を受診する場合
- ・災害により被害を受けた場合
- ・労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の場合
- ・国および地方単独の公費負担医療を受給されている場合
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合